

第9節 追加指定

1 追加指定（指定区域拡大）の想定範囲

特別史跡熊本城跡は、昭和8年（1933）の国史跡指定の後、昭和35年（1960）の特別史跡への昇格のほか数度の追加指定・指定解除を繰り返し、現在、面積約51.23haが指定範囲となっている（平成30年3月31日現在）。

熊本城跡については、旧城域を含め往時の地形等をよく残していることから、これまで『保存管理計画策定報告書』（※1）の「環境整備の基本方針」や「熊本城跡史跡拡大計画」（※2）において、旧城域を追加指定の想定範囲としており、将来にわたる史跡の確実な保存を図るため、今後もこれまでの方針を継承し、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大することに努めるものとする。

※1 昭和57年度（1982）熊本市教育委員会策定

※2 平成15年度（2003）熊本市教育委員会策定図【図40】

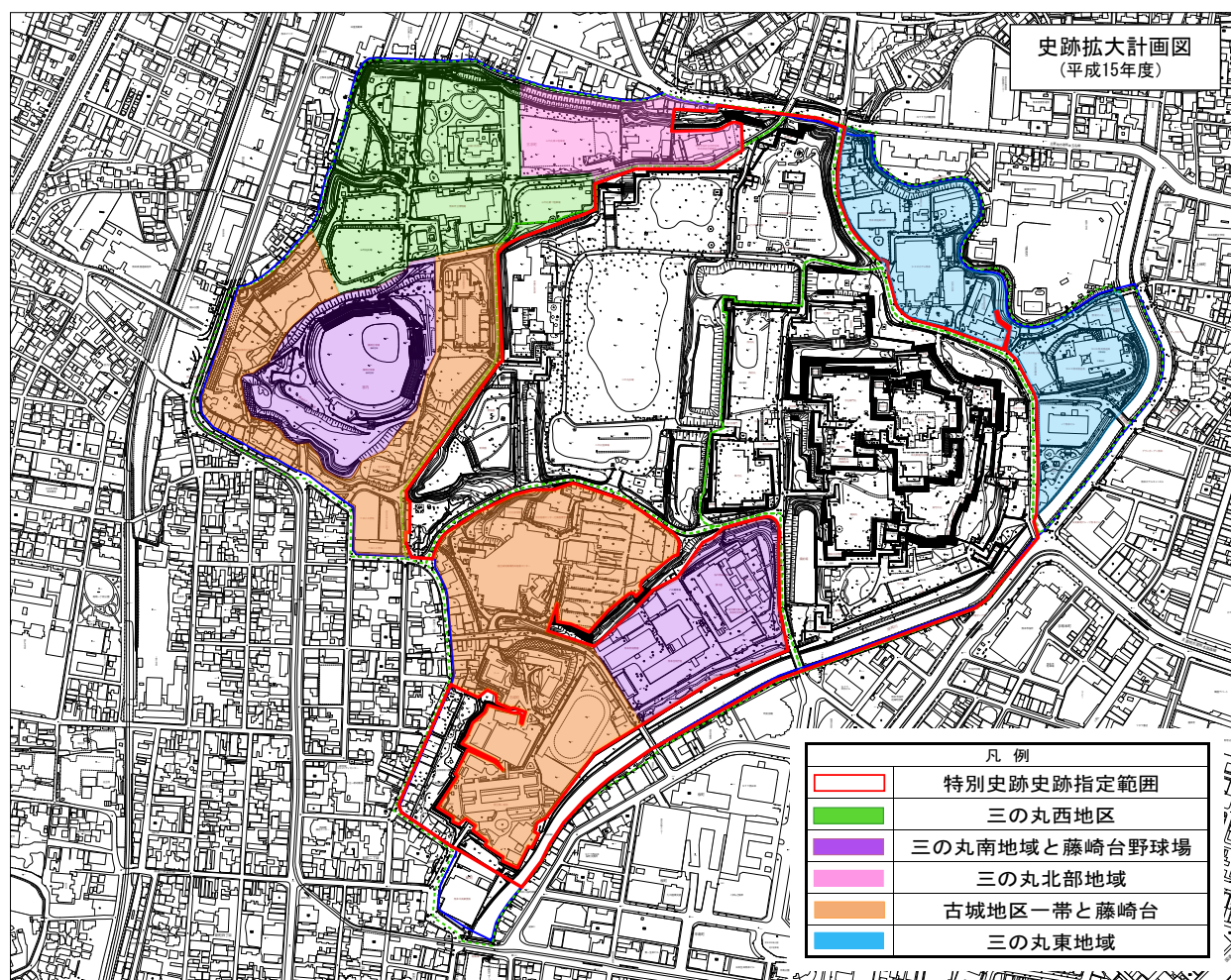


図40 史跡拡大計画図（平成15年度）

2 基本方針と今後の計画

これまでの追加指定に対する考え方等を踏まえ、追加指定の基本方針を下記のとおりとする。

(1) 基本方針

- ①特別史跡に指定された地域においては、所有者等に現状変更等の制限を課すものでもあるため、追加指定を進めるにあたっては、現状変更等の取扱基準等について十分周知を図った上で、所有者等の意向を踏まえるとともに、他の公益との調整を図るなど十分な協議・調整を行った上で、下記に留意しながら追加指定を検討する。

ア 既に市街地や大規模施設等として開発が進んでいる区域においては、史跡の本質的価値に関わる重要な遺構が確認された場合に追加指定の検討対象とする。

イ これまでに指定が解除された箇所等城郭としての地形や遺構が残っていない箇所については、史跡としての一体的な保存と活用を行う上で特に必要な場合のみ、追加指定を検討するものとする。

- ②公有地^(※3)を中心に追加指定を検討していく。

- ③民有地において、公有化^(※4)が前提となる場合には、次節の「公有化の基本方針」との整合性を図られる場合に限り、追加指定を検討する。

(2) 今後の計画

「平成28年(2016)熊本地震」による被災状況及び震災対応等による今後の計画への影響や本市の財政状況等を踏まえ、下記を検討対象とするもの。なお、本保存活用計画の見直しの際には、追加指定の今後の計画についても見直しを図る。

- ①公有地…合同庁舎跡、三の丸・古城地区の市有地等所有者である財務省をはじめ各関係者と協議し、追加指定を検討する。

- ②民有地…高麗門跡(新町地区)、旧JT熊本支店跡地・旧NHK熊本放送局跡地(千葉城地区)

「JR鹿児島本線等熊本駅付近連続立体交差に伴う高架下利用協定」を締結している高麗門跡については、所有者であるJR九州をはじめ各関係者と協議し、追加指定を検討する。

また、千葉城地区の旧JT熊本支店跡地及び旧NHK熊本放送局跡地については、中世の千葉城にも由来する旧地形も残り、熊本城と中心商店街との結節点や城下町側からのエントランスとして、史跡としての一体的な保存と活用を行う上でも特に必要な場所であるため、今後、それぞれの所有者、各関係者等と協議し、追加指定を検討する。

※3 公有地…国又は地方公共団体の所有する土地。独立行政法人など国や地方公共団体が設立した法人の所有する土地は、これに含まないものとする。

※4 公有化…民有地(公有地以外の土地)を国又は県や市が文化財保護の観点から所有権を取得すること。本節と次節では、特に断りがない限り、市が民有地を取得する場合をさす。